

改正個人情報保護法の施行に伴う中野区住民基本台帳ネットワークシステムに係る 本人確認情報等の保護に関する条例の見直しについて

令和3年5月に改正となった個人情報の保護に関する法律（以下「改正個人情報保護法」という。）が令和5年4月1日に施行されるため、中野区住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報等の保護に関する条例（以下「住基条例」という。）について、次のとおり見直しを行う。

記

1 住基条例の趣旨

住基条例の趣旨は、中野区における住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の運用に当たり、本人確認情報等の適正な管理に関し、区長が講ずべき事項等を定めることにより、区民の個人情報の保護を図るとともに、住基ネットの運用に対する区民の信頼を確保することとしている。

また、住基条例は、平成15年に個人情報保護法の成立や国の機関等における個人情報保護対策の強化に加え、それを補完し個人情報の保護を確実なものとするために個人情報保護の観点から制定したものである。

主な事項は、区長の責務（第3条）、職員の責務（第4条）、不当な目的での利用禁止（第5条）、再委託の制限（第6条）、国の機関等における保護措置等の調査等（第7条）、不適正利用等に係る国等への調査等（第8条）、不適正利用等に対する措置（第9条）、中野区個人情報保護審議会への報告等（第10条）、住民基本台帳ネットワークシステムの運用の再開等（第11条）、罰則（第12条）である。

具体的には、本人確認情報等の漏えい又は不適正な利用により、区民の基本的人権が侵害されるおそれがあるときは、国等に報告を求めたり、調査を行う。国等が報告の求めに応じないときや報告の内容が著しく不相当であるときなどは、住基ネットの運用の停止等の措置を講じるに当たって、中野区個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くとともに、広く区民の意見を求めなければならない、などとしてある。

2 改正個人情報保護法の趣旨

改正個人情報保護法の趣旨は、社会全体のデジタル化に向けて、活発化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため、別個の法律や条例による規律により生じていた旧法制の不均衡・不整合を是正し、個人情報等の適正な取扱いのために必要な全国的な共通ルールを法律で設定することとしている。

そのため、地方公共団体の個人情報保護制度についても、改正個人情報保護法に基づく

全国共通ルールを適用し、地方公共団体に対する規律についても、解釈運用・監視監督を個人情報保護委員会が一元的に担うこととしており、地方公共団体が個人情報保護制度の運用について条例で定めることができる内容を法律から委任された事項や条例での規定が許容される事項に限定している。

具体的には、審議会での所掌事項は、マイナンバー制度に基づく特定個人情報保護評価書の第三者点検や国が許容する個人情報に関する諮問事項の審議等である。

3 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」による制限

法律的確な運用を確保するため、個人情報保護委員会が策定した「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」（以下「ガイドライン」という。）では、次のように記載されている。

- (1) 法と重複する内容の規定を条例で定めることは、同一の取扱いについて適用されるべき規定が法と条例とに重複して存在することとなるため、法の解釈運用を個人情報保護委員会が一元的に担うこととした法の趣旨に照らし、許容されない。
- (2) 個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの（例：オンライン結合に特別の制限を設ける規定など）について、条例で独自の規定を定めることは許容されない。
- (3) 個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という改正法の趣旨に反する。

4 ガイドラインに基づく住基条例の検討

改正個人情報保護法の施行に伴い、中野区の個人情報保護制度に改正個人情報保護法が直接適用されることから、ガイドラインに基づき、住基条例について次のとおり検討した。

- (1) 本人確認情報の適正管理等にかかる職員等の義務に関する規定（第3条から第6条まで及び第12条）は、改正個人情報保護法の規定と同趣旨であることから、同一の取扱いについて適用されるべき規定が法と条例とに重複して存在することとなるため、法の解釈運用を個人情報保護委員会が一元的に担うこととした法の趣旨に照らし、許容されない。
- (2) 区の独自判断による住基ネットの運用停止を含んだ本人確認情報の保護措置に関する規定（第7条から第9条まで及び第11条）は、法律で定める個人情報保護やデータ流通に影響を与えるものであり、法に委任規定が置かれていないことから条例で独自の規定を定めることは許容されない。
- (3) 中野区個人情報保護審議会への報告等に関する規定（第10条）は、住基ネットの運用停止等の措置を講ずるにあたり審議会の意見を聴くことを定めており、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等に意見を求めるものに当たり、法の規律と解釈の一元化という改正個人情報保護法の趣旨に反する。

以上のことから、住基条例の主たる事項は、改正個人情報保護法に抵触するものと考えられる。

よって、住基条例は、廃止する必要がある。

5 区民意見交換会の実施

区民意見交換会については、次のとおり実施する。

なお、本意見交換会については、総務課で実施予定の（仮称）中野区個人情報の保護に関する法律施行条例に向け実施する区民意見交換会と合同で行うこととする。

(1) 日程（全3回を予定）

| 実施日 | 会場 | 時間 |
|-----------|-------------|------|
| 11月5日（土） | 鷺宮区民活動センター | 14時～ |
| 11月8日（火） | 中野区役所7階会議室 | 19時～ |
| 11月13日（日） | 南中野区民活動センター | 14時～ |

(2) 広報 区報及び区公式ホームページにより広報を行う。

6 今後のスケジュール（予定）

令和4年10月 住基条例の見直しについて 区民委員会に報告

11月 区民意見交換会 実施

12月 区民意見交換会実施結果及びパブリック・コメント手続の実施について 区民委員会に報告
パブリック・コメント手続の実施

令和5年 区議会第1回定例会に議案の提出